ハ　（1）から（4）までの事項の表示に際しては、枠を設け表示すること。この際、（1）については「酸性タイプ」及び「危険」の文字を用いて表示することとし、「酸性タイプ」及び「危険」の文字は赤系色で、当該製品の「使用上の注意」の表示に用いる文字の大きさより四ポイント以上大きくすること。「酸性タイプ」及び「危険」以外の文字に使用する文字の大きさは、当該製品の「使用上の注意」の表示に用いる文字の大きさより一ポイント以上大きくすること。

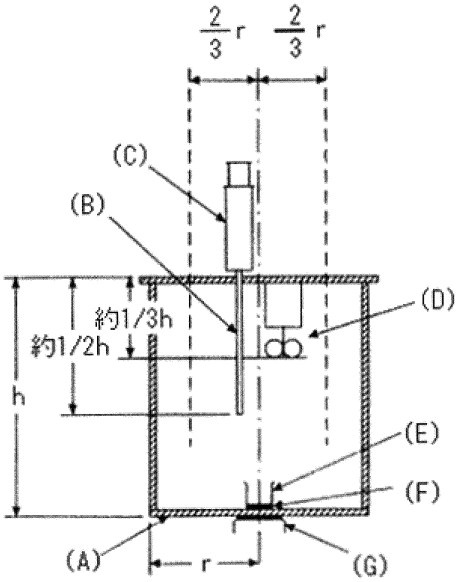
別記

塩素ガス発生試験（塩素系）

（一）　装置及び器具

次の図のような合成樹脂容器の蓋に検知管及びファンを取り付け、ファンは下向きに送風できるようにする。

塩素ガス発生量測定装置
(B)、(D)は中心より2/3の範囲内



図中（A）～（G）の内容については以下のとおり。

（A）　合成樹脂容器

プラスチック製蓋付容器（丸形）、呼び容量二十リットル（ただし容量の許容差はプラス十パーセント、マイナス四パーセントとする。）。使用時にはシール等により密閉性を良くすること。

（B）　塩素ガス検知管

試料採取量百ミリリットル一回において塩素ガス濃度〇・五～十ｐｐｍ程度の範囲を測定できるもの。

（C）　ガス採取器（百ミリリットル）

（D）　槽内攪拌（かくはん）用軸流ファン

羽根（数四～五枚、直径五～七センチメートル、片面面積二百二十～三百二十平方ミリメートル／枚で総面積千百～千三百平方ミリメートルとなる角度付きのもの）、回転数五十Ｈｚで約二千五百ｒｐｍ、六十Ｈｚで約三千ｒｐｍ

（E）　十ミリリットルビーカー

（F）　スターラービース（長さ一センチメートル）

（G）　マグネチックスターラー

（二）　測定方法

イ　合成樹脂容器の底に、ピペットを用いて（三）で定める酸性タイプ基準溶液三ミリリットルを入れた十ミリリットルビーカーを置く。

ロ　塩素系製品の原液三ミリリットル（又は三グラム）をイのビーカー内に加える。

ハ　直ちに容器の蓋をして、マグネチックスターラーにて混合し、槽内をファンで攪拌（かくはん）する。

ニ　両液混合から五分間後、ガス採取器を検知管の後に接続して容器内のガスを百ミリリットル一回吸引して測定し、得られた数値から、次式により塩素ガス濃度を算出する。

$$\text{塩素ガス濃度（ppm）} = \frac{\text{測定塩素ガス濃度（ppm）}}{3} \times \frac{\text{合成樹脂容器の容量（ℓ）}}{20}$$

ホ　室温、液温は二十度プラス・マイナス五度とする。

（三）　基準溶液

イ　規格

酸性タイプ基準溶液については、塩酸九・三～九・七パーセントとする。

ロ　調製方法

酸性タイプ基準溶液については、試薬特級（日本工業規格Ｋ八一八〇（塩酸（試薬））の塩酸をイオン交換水を用いて上記酸性タイプ基準溶液に入るように調製する。

ハ　分析方法

本基準溶液は、冷暗所に保存し、三か月以内のものを使用する。使用に際しては、その都度分析を行う。分析方法については、純水五十ミリリットルに試料五・〇グラムを加えた溶液について〇・五モル毎リットルの水酸化ナトリウム溶液を用いて中和滴定を行い、使用された〇・五モル毎リットルの水酸化ナトリウム溶液の所要量に対応する塩酸を求めて含有率を算出する。この場合において、指示薬は、ブロムチモールブルー溶液とする。

（四）　測定は（二）イ～ニを三回行い、平均値を測定値とする。

（五）　本試験は、局部排気設備のある場所で換気に注意して行うこと。

四　塗料

（一）　品名の表示に際しては、塗膜を形成するための主成分の種類に応じ適切に表示すること。特にその種類が次の表の上欄に掲げるものであるときは、それぞれ同表の下欄に掲げる品名を示す用語を用いて表示すること。

塗膜を形成するための主成分の種類	品名を示す用語
乾性油	油性塗料
ニトロセルロース	ラッカー
合成樹脂	合成樹脂塗料
セラック	酒精塗料

（二）　色名の表示に際しては、表示すべき色名の色を容器の見やすい箇所に付着させ、その付着させた箇所にその付着させた色の色名を示す用語を用いて表示すること。

（三）　成分の表示に際しては、その成分の種類の名称を示す用語を用いて適正に表示すること。特にその成分が次の表の上欄に掲げるものであるときは、それぞれ同表の下欄に掲げる成分の種類の名称を示す用語を用いて表示すること。この場合において、その成分の名称又は合成樹脂の種類を示す用語ごとに、その用語の次に括弧書きでその含有率を示す数値を百分率で付記することができる。

成分	成分の種類の名称を示す用語
油脂	油脂
セラック	セラック